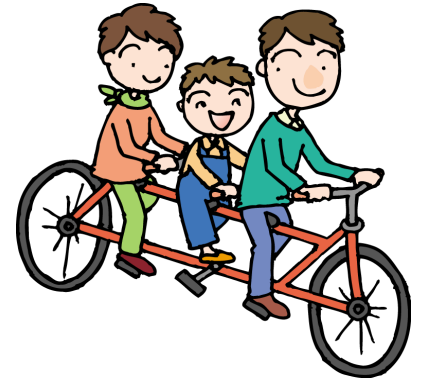


第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

少子高齢化が問題となっている中、平成26年6月に厚生労働省が公表した平成25年の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、前年より0.02ポイント増の1.43でした。現在の人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07ですから、このまま少子化が続けば、我が国の総人口は減少していくと推計されています。また、少子高齢化が進むことにより若い世代の負担増も予想されています。

本村では、平成16年3月に、全国53の先行策定市町村の指定を受け、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定しました。また、平成22年3月には、前期行動計画の進捗状況の評価や取り組みを見直し、新たに求められる課題を踏まえ、「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画：山中湖村次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちは村の宝、家族と地域において人と人を結ぶかけがいのない存在であり、村の将来を担う子どもたちが元気に生まれ、健やかに育ち、成長していけるような安全で安心して暮らせる地域社会づくりに、継続的に取り組んできました。



今年度、後期計画の年度が終了となることから、後期計画の評価を行い、各施策や取り組みを見直すとともに、子ども・子育て関連3法や新制度を反映させた「子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定します。

(2) 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法 第61条で策定が求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、山中湖村第4次長期総合計画や関連計画との整合を図り、効率的な計画とします。

また、法律の有効期限が平成37年3月まで延長された次世代育成対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」の考え方や事業を一部踏襲し、総合的に子育て支援を推進していきます。

(3) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画の期間としています。

また、計画の期間内であっても、子どもや親を取り巻く環境に大きな変化があった場合は、速やかに計画の見直しを行います。

(4) 計画の対象

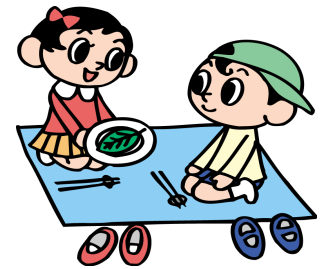
本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」とします。

(5) 計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成対策推進法」に位置づけられた行政計画で、本村の子どもの健全な育成や子育て支援全般の充実を目指しており、中長期的な視点で推進していく必要があります。

また、これまでの本村の子育て支援計画である「山中湖村 次世代育成支援地域行動計画（前期・後期）」で掲げてきた基本理念【げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画】は、本村における子どもの育ちや子育てを支援する上での不変的なものであるため、今回策定する「山中湖村 子ども・子育て支援事業計画」においても、その考え方を継承します。

第2章 施策の展開



基本目標1 地域におけるすべての子育て家庭への支援

1. 地域の教育・保育の場 及び 子育て支援事業の充実

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 地域子育て支援拠点(つどいの広場)事業 | ② ファミリーサポートセンター事業 |
| ③ 一時保育事業 | ④ 病児保育・病後児保育事業 |
| ⑤ 未就園児の親子との交流の推進 | ⑥ 放課後児童クラブ |
| ⑦ 児童館の設置 | ⑧ 多様な保育需要に応じた保育サービスの提供 |
| ⑨ 保育サービスに関する積極的な情報提供 | ⑩ 保育サービスの質の向上 |
| ⑪ 保育料の軽減 | |

2. 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 子育て支援サービスの情報提供 | ② 子育てガイドブックの作成・配布 |
| ③ 子育て支援ネットワークの形成 | ④ 子育てグループ等への支援 |
| ⑤ 子育てサポーターの活動の場の拡大 | ⑥ ブックスタート事業 |

基本目標2 きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ① ひとり親家庭等に対する支援体制の充実

2. 障害児施策の充実

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進 | ② 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供 |
| ③ 障害福祉サービスの充実 | ④ 障害児保育の充実 |

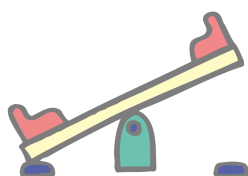
3. 児童虐待防止対策の充実

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 児童虐待防止ネットワーク体制の強化 | ② 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備 |
|---------------------|-----------------------|

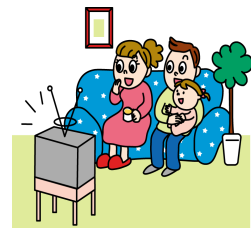
基本目標3 職業生活と家庭生活との両立に向けた支援

1. 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① ワークライフバランスに関する広報・啓発 | ② 育児休業制度の活用促進 |
| ③ 男女共同参画意識の啓発・広報活動の推進 | |



基本目標4 健やかに生み育てるための支援



1. 子どもや母親の健康の確保

① 妊婦保健事業

③ 家庭訪問支援事業

⑤ 乳幼児の歯の健康づくり

⑦ 予防接種

② 両親学級

④ 乳幼児健康診査・健康相談

⑥ 子どもの事故予防のための啓発

⑧ ウェルカム事業

2. 「食育」の推進

① 妊婦を対象とした食育事業

③ 幼児とその保護者を対象とした食育事業

⑤ 地域での食育対策

② 乳児とその保護者を対象とした食育事業

④ 保育所・小中学校での食育事業

3. 思春期保健対策の充実

① 思春期保健対策

③ 心のケアに関する体制の整備

② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発

4. 小児医療の充実

① 小児医療の充実

② 小児救急医療体制の整備



基本目標5 親と子がともに学び育つ環境づくりのための支援

1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

① きめ細かな指導の充実

③ 子どもの心に響く道徳教育の充実

⑤ 適切な生活習慣等を身につけるための健康教育の推進

⑦ 教員の質の向上

⑨ 安全管理に関する取り組み

⑪ 教育環境の整備

② 外部の人材の協力による学校の活性化

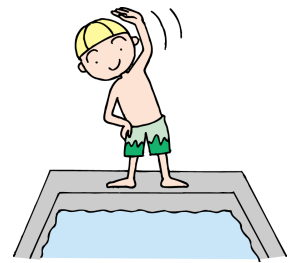
④ 運動部活動への外部指導者の活用

⑥ 特色ある学校づくりの推進

⑧ 地域と学校の連携による多様な体験活動の推進

⑩ 保育所と小学校の連携体制の構築

⑫ 学校における英語教育の推進



2. 家庭や地域の教育力の向上

- ① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ③ 自然体験活動・体験活動の機会の充実
- ⑤ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進
- ⑦ 地域における国際交流の推進

- ② 高齢者との世代間交流の推進
- ④ 子どもたちのスポーツ環境の整備
- ⑥ 地域資源を活用した交流事業の推進

3. 次世代の親の育成

- ① 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実



基本目標6 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり



1. 子どもの安全を確保するための活動の推進

- ① 交通安全教育の充実
- ③ チャイルドシートの普及促進
- ⑤ 青少年の非行防止の取り組み
- ② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底
- ④ 地域住民による防犯活動
- ⑥ 着衣水泳講習会の開催

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ① 子どもを犯罪等から守るための情報提供
- ③ 「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動
- ② 防犯講習会の実施

3. 被害にあった子どもの保護の推進

- ① 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ① 有害環境浄化の推進
- ② 情報モラル教育の推進

5. 子育てにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- ① 安全な道路交通環境の整備
- ③ 「子育てバリアフリーマップ」の作成
- ② 公共施設等のバリアフリー化の推進

第3章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

本村では、教育・保育提供区域を、村内全域（1区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、村内全域（1区域）に設定します。

(2) 幼児期の学校教育・保育事業

1. 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

1号認定の3～5歳児及び2号認定の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもので、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

(単位：人)		平成26年度 (10月実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）		0	2	2	2	2	2
	1号認定		0	0	0	0	0
	2号認定（教育ニーズ）		2	2	2	2	2
確保の内容	特定教育・保育		0	0	0	0	0
	施設給付でない幼稚園		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
			0	0	0	0	0

*（ ）は広域での対応

2. 保育事業【2号認定（保育）】

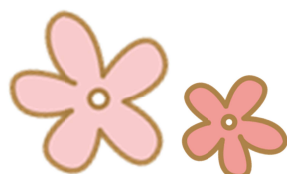
2号認定の3～5歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

(単位：人)		平成26年度 (10月実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）		107	112	97	98	89	93
確保の内容	特定教育・保育		112	97	98	89	93
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0

3. 3号認定＜0～2歳＞

3号認定の0～2歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

(単位：人)		平成26年度 (10月実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）		36	33	35	35	35	35
	0歳児	6	12	11	11	11	11
	1・2歳児	30	21	24	24	22	22
確保の内容	特定教育・保育		33	35	35	35	35
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0



(3) 地域子ども・子育て支援事業

1. 延長保育事業（時間外保育事業）

(単位：人)	平成26年度 (10月実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	31	46	45	45	41	43
確保の内容		46 2箇所	45 2箇所	45 2箇所	41 2箇所	43 2箇所

2. 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成26年度 (10月実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	37	66	65	64	64	59
低学年	37	35	34	31	33	29
高学年	—	31	31	33	31	30
確保の内容		66 2箇所	65 2箇所	64 2箇所	64 2箇所	59 2箇所

3. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

(単位：人日／年)	平成26年度 (年間見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0

4. 地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業

(単位：人回／年)	平成26年度 (年間見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1箇所	4,488	4,692	4,608	4,512	4,512
確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



5. 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり

(単位：人日／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
1号認定の利用	/	0	0	0	0	0
2号認定の利用		0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

(単位：人日／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	318	1,274	1,209	1,208	1,139	1,165
確保の内容	保育所	1,274	1,209	1,208	1,139	1,165
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	ファミリー サポートセンター	0	0	0	0	0

6. 病後児保育事業

(単位：人日／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	56	53	53	50	51
確保の内容	/	0	0	0	0	51
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

(単位：人日／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	/	0	0	0	0	0

8. 利用者支援事業

	平成 26 年度 (箇所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	/	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

9. 妊婦健康診査

(単位：人／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	48 (605回)	45 (567回)	42 (529回)	40 (504回)	38 (478回)	36 (453回)
確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回 妊娠 24～35 週：2 週間に 1 回 妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回				

10. 乳児全戸訪問事業

(単位：人／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	42	48	45	42	40	38
確保の内容	実施体制	保健師等 (2 人)				
	実施機関	役場 いきいき健康課				

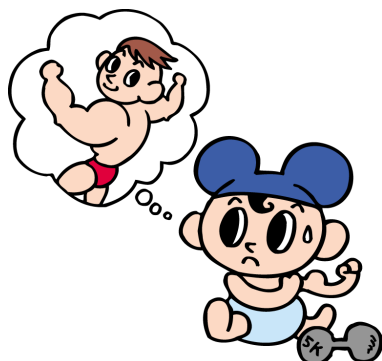
11. 養育支援訪問事業

(単位：人／年)	平成 26 年度 (年間見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	2	2	2	2	2
確保の内容	実施体制	保健師等 (3 人)				
	実施機関	役場 いきいき健康課				

第 4 章 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知と推進体制

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体で子育てを支援する体制づくりに向け、行政と村民、家庭、地域、保育所、学校、その他の関係機関・団体等が一体となって進めていく必要があります。



そのため、村民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、「広報やまなかこ」や村のホームページへの掲載、概要版の作成・配布などにより、本計画の周知に努めます。

また、本計画に掲げてある子育てに関わる各施策・事業は、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、住環境等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、庁内の各部署間の密接な連携はもちろんのこと、保育所、学校やPTA、社会福祉協議会、地域活動団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、企業・事業所など、多くの関係機関・団体とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

(2) 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

そのため、計画の進捗状況については、「広報やまなかこ」や村のホームページ等を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く村民に周知していきます。

山中湖村 子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年 3 月

発 行 山 中 湖 村
 企画・編集 山中湖村 いきいき健康課
 〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
 電 話 0555-62-9976 / FAX 0555-62-9981